



目 次	ページ
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	1
○平成27年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（3件）（経営支援課）	1
○種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課）	2
○保安林の指定（2件）（治山林道課）	3
○基本測量の実施の通知（2件）（用地対策課）	3
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	3
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（3件）（ 〃 ）	4
◎指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任（5件）（建築指導課）	4
○建築基準法による道の指定（ 〃 ）	5
◎告示（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部改正（2件）（ 〃 ）	5
◎建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の廃止（ 〃 ）	6
○公有水面埋立てのしゅん功認可（港湾・海岸課）	6
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	6
○農用地利用配分計画の認可の申請（農地・担い手対策課）	6
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	7
○土地改良事業の計画変更の認可（窪川土地改良区）（ 〃 ）	7
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	7
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（6・22掲示）	7

高知県人事委員会規則
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 8

告 示

高知県告示第395号
平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成27年7月3日

表中

歯科技工士 国家試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日 から1月間	医事業務課
---------------	-------------	-----------------	-------

を削る。
高知県告示第396号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
平成27年7月3日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 男子（平成28年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成27年9月18日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成27年9月19日（土）	高知市栄田町一丁目3-8 太平洋学園高等学校 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7番15号 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	平成27年9月25日（金）から同月27日（日）までのうち、いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 女子（平成28年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
平成27年8月1日（土）から同年9月8日（火）まで
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成27年9月28日（月）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>
高知県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出の概要
 - 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
 - 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ須崎店
須崎市神田字下切2496-1ほか
 - 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

(5) 変更年月日
平成27年6月6日

(6) 変更理由
お客様の利便性向上のため

2 届出年月日
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第398号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同2111ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

(5) 変更年月日
平成27年6月6日

(6) 変更理由
お客様の利便性向上のため

2 届出年月日
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第399号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ野市店
香南市野市町ヌノ丸2700-2ほか

(4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

(5) 変更年月日
平成27年6月6日

(6) 変更理由
お客様の利便性向上のため

2 届出年月日
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香南市役所

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第400号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があつたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11231935215 夢千代（全和褐208） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	土佐清水市 西村 亮	土佐清水市 農事組合法人足摺岬放牧組合

高知県告示第401号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字タキ平山7855の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タキ平山7855の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第402号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字奥畑山7352の7

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第403号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成27年6月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年8月10日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域
室戸市、南国市、土佐清水市、四万十市、香美市、安芸郡東洋町及び馬路村並びに高岡郡中土佐町及び越知町

高知県告示第404号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成27年6月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
平成27年8月10日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域
室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、安芸郡奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町

高知県告示第405号

香美市河野の一部地区及び吾川郡いの町長沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 香美市
 - (2) いの町
 - 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 香美市河野の一部
平成23年度及び平成24年度
 - (2) 吾川郡いの町長沢の一部
平成26年度
 - 3 成果の名称
 - (1) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (2) いの町地籍図及び地籍簿
 - 4 認証年月日
平成27年7月3日
- 高知県告示第406号**
- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
- 平成27年7月3日
- 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市窪津字下灘江見山1710番6から 土佐清水市窪津字下灘江見山1710番212まで	前	4.0 }	675
	後	13.5 }	
		60.9	620

高知県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 中村宿毛
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木 字カミキレ1022番1 から 幡多郡三原村柚ノ木 コギレ1167番1地先 まで	前	9.2 \	505
	後	9.2 \	505

高知県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 田村高須
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字坊ノ北 乙1869番5地先から 高知市介良字大面乙 3047番3まで	前	5.6 \	981
	後	9.6 \	981
高知市介良字本江田 乙3239番11から 高知市高須東町742 番24地先まで	前	6.4 \	316
	後	12.0 \	316

高知県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 中土佐佐賀
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町上ノ加江字 西丸田山5511番14から 高岡郡中土佐町矢井賀字後 山乙528番8まで	287	平成27年7月3日

高知県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 足摺岬公園
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市窪津字下灘江見 山1710番6から 土佐清水市窪津字下灘江見 山1710番212まで	620	平成27年7月3日

高知県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成27年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 中村宿毛
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村柚ノ木字カミ キレ1022番1から 幡多郡三原村柚ノ木字コギ レ1167番1地先まで	505	平成27年7月3日

高知県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 構造計算適合性判定の業務を行う区域
高知県全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本建築総合試験所構造判定センター
大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
- 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務
- 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
平成27年6月1日

高知県告示第413号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。
平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
- 構造計算適合性判定の業務を行う区域
高知県全域

<p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>(1) 株式会社建築構造センター本社 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階</p> <p>(2) 株式会社建築構造センター東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階</p> <p>(3) 株式会社建築構造センター福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室</p> <p>(4) 株式会社建築構造センター埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階</p> <p>(5) 株式会社建築構造センター神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階</p> <p>(6) 株式会社建築構造センター愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階</p> <p>(7) 株式会社建築構造センター山陰事務所 島根県松江市中原町6番地</p> <p>(8) 株式会社建築構造センター岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階</p> <p>(9) 株式会社建築構造センター広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室</p> <p>(10) 株式会社建築構造センター愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室</p> <p>(11) 株式会社建築構造センター佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室</p> <p>(12) 株式会社建築構造センター長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階</p> <p>(13) 株式会社建築構造センター宮崎事務所 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階</p> <p>(14) 株式会社建築構造センター鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室</p> <p>(15) 株式会社建築構造センター沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階</p> <p>4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務</p> <p>5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成27年6月1日</p> <p>高知県告示第414号</p>	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1番地 シルクビル</p> <p>2 構造計算適合性判定の業務を行う区域 高知県全域</p> <p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>(1) ビューローベリタスジャパン株式会社東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番</p> <p>(2) ビューローベリタスジャパン株式会社横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号</p> <p>4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務</p> <p>5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成27年6月1日</p> <p>高知県告示第415号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7番2号</p> <p>2 構造計算適合性判定の業務を行う区域 高知県全域</p> <p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地 一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7番2号</p> <p>4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務</p> <p>5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成27年6月1日</p> <p>高知県告示第416号</p>	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地</p> <p>2 構造計算適合性判定の業務を行う区域 高知県全域</p> <p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>(1) 一般財団法人日本建築センター本部 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地</p> <p>(2) 一般財団法人日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号</p> <p>4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務</p> <p>5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成27年6月1日</p> <p>高知県告示第417号</p> <p>次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>南国市上末松字土居15番地1地先から19番地2地先に至る延長149メートルの道</p> <p>高知県告示第418号</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の6第1項の規定により同法第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の更新をしたので、平成21年2月高知県告示第147号(指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>2中「大阪府大阪市中央区谷町二丁目3番12号」を「大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号」に改める。</p> <p>5中「平成21年2月13日」を「平成26年2月13日」に改める。</p> <p>高知県告示第419号</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適</p>
---	--	---

合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成24年3月高知県告示第202号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

2を次のように改める。

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) ビューローベリタスジャパン株式会社東京御茶ノ水事務所
東京都千代田区神田駿河台二丁目8番
 - (2) ビューローベリタスジャパン株式会社横浜事務所
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号

高知県告示第420号

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第5項の規定により、一部改正法の施行の際現に一部改正法による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を受けている者であって、2以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行っているものは、一部改正法の施行の日により一部改正法による改正後の建築基準法第18条の2第1項の規定により国土交通大臣が指定した者とみなされることとなったことに伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 平成21年2月高知県告示第147号（指定構造計算適合性判定機関の指定）
- 2 平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）
- 3 平成24年3月高知県告示第202号（指定構造計算適合性判定機関の指定）
- 4 平成25年3月高知県告示第143号（指定構造計算適合性判定機関の指定）
- 5 平成25年6月高知県告示第435号（指定構造計算適合性判定機関の指定）

高知県告示第421号

港湾法（昭和25年法律第218号）第58条第2項の規定により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成27年7月3日

高知港港湾管理者 高知県
高知県知事 尾崎 正直

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市仁井田新築4319番地
新高知重工株式会社 代表取締役社長 入佐 晃
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
高知市仁井田字新築4319番及び4652番地先の公有水面
 - (2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点11と点101とを結ぶ平成25年秋分の日満潮位（D Lプラス1.86メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点101 基点A（街区三角点2038A 北緯33度31分02秒・東経133度33分53秒）から139度06分24秒238.29メートルの地点
点102 点101から181度07分30秒39.78メートルの地点
点103 点102から271度07分49秒2.30メートルの地点
点8 点103から181度07分41秒5.88メートルの地点
点9 点8から271度07分33秒21.98メートルの地点
点10 点9から1度07分33秒45.62メートルの地点
点11 点10から91度32分18秒1.86メートルの地点
 - (3) 面積
1,094.31平方メートル
- 3 埋立地の用途
製造業用地
- 4 免許年月日及び免許番号
平成26年5月1日
高知県指令26高港海第77号
- 5 しゅん功認可年月日
平成27年6月15日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年6月23日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在	定款に記載された目的

			地	
平成27 年6月 10日	特定非 営利活 動法人 コープ 自然派 プラス	東條 美 紀	南国市 篠原 190番 地3	この法人は、「いのち、暮らし、自然」を第一と考える社会を目指し、食の安心・安全を守り、豊かな自然環境を育み、さまざまな生きものと共存する有機農業や地域循環型農業の推進に寄与することを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市布師田541番地
山本 修
 - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市布師田字小山62番1、62番5、62番6、62番9、62番15、62番16及び62番19
- 2 申請年月日
平成27年6月15日
- 3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間
平成27年7月3日（金）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成27年6月22日に認可した。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成27年6月22日に認可した。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年4月28日 27高都計第58号	南国市篠原字妙分 162番4の一部	高知市竹島町13番地1 株式会社アイ・エム・シー 代表取締役 西野 友寿
平成27年4月28日 27高都計第62号	南国市篠原字妙分 161番4ほか	南国市大津乙457番地15 本田 信也

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第58号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年6月22日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

医療法人互生会有料老人ホームやいとがわ	宿毛市平田町戸内3098番地1
---------------------	-----------------

」

を

「

医療法人互生会有料老人ホームやいとがわ	宿毛市平田町戸内3098番地1
有限会社フロル・デ・コルサ介護付有料老人ホームすくも高齢者住宅菜の花	宿毛市平田町戸内223番地1

」

に改める。

人 事 委 員 会 規 則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月3日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第23号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第12項、第15条第2項、第16条第1項及び第17条第5項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。